

昭和音楽大学機関リポジトリ オープンアクセスポリシー

(趣旨)

1. 昭和音楽大学（以下「本学」という）は、本学において教育研究活動により生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究の発展に資するとともに、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学の教育研究活動による研究成果を、昭和音楽大学機関リポジトリによって、可能な限り、広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用範囲)

4. 本ポリシーは、本ポリシー施行後に公表された研究成果に適用する。

(その他)

5. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(附則)

6. 昭和音楽大学機関リポジトリ オープンアクセスポリシーは、令和5（2023）年4月1日より施行する。